

第 4 5 号議案

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例 の一部を改正する条例の制定について

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和 3 0 年亀岡市条例
第 1 2 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 7 年 3 月 2 日提出

亀 岡 市 長 栗 山 正 隆

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例 の一部を改正する条例

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和 3 0 年亀岡市条例
第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号を次のように改める。

- (2) 公益財団法人 亀岡市福祉事業団（平成 2 5 年 4 月 1 日に公益財団法人亀岡市福祉事業団という名称で設立された法人をいう。）

第 2 条第 6 号を次のように改める。

- (6) 公益財団法人 亀岡市農業公社（平成 2 5 年 1 1 月 1 日に公益財団法人亀岡市農業公社という名称で設立された法人をいう。）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例
の一部を改正する条例案要綱

- 1 公益財団法人への移行認定により、名称等に変更が生じた法人について改正すること。
- 2 この条例は、公布の日から施行すること。